

平成29年10月2日

各 位

株式会社 紀陽銀行

【地方創生】「紀陽イノベーションサポートプログラム」の実施について
～地域の事業者の皆さまの新事業・研究開発を支援します！～

株式会社紀陽銀行（頭取：松岡 靖之）は、「地方創生」に向けた事業性分野の取り組みとして、「平成29年度『紀陽イノベーションサポートプログラム』」（以下、本事業といいます）を実施いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

本事業は、革新的なサービスやビジネスモデル、新製品の商品化・事業化をめざす事業者の皆さまから事業テーマを広く募集いたします。事業テーマの「革新性」「実現可能性」等について評価をおこない、優れた研究開発テーマに対して事業化に向けた支援計画を策定します。その後、課題に応じた適切な支援をおこない、段階的に研究奨励金を分割支給いたします。

今年度事業では、従来の「大学等の外部研究機関との共同研究による新たな事業創出」に加え、「生産性向上に資する新たなサービスの創出（課題解決型事業）」を支援対象とし、「創業後まもない企業やベンチャー企業」「新事業展開」の商品化・事業化を支援してまいります。

平成27年度に取り組みを開始し、これまでにのべ14社を採択し、伴走支援を実施しております。

本事業を通じて、新サービスや新事業等の創出をめざす事業者の皆さまを支援することにより、地域経済の活性化や既存産業の付加価値向上に貢献してまいります。

紀陽銀行は、今後も地方創生に積極的に取り組んでまいります。

記

1. 「紀陽イノベーションサポートプログラム」概要

ご応募いただける方	➤以下のすべてを満たす、法人または個人。学生による研究グループも含みます。また、現在本事業のサポートを受けている事業者は、原則応募いただけません。 ・ 当行営業エリア（和歌山県、大阪府、奈良県）内に本社もしくは事業所を置いている。 ・ 創業後まもない企業やベンチャー企業※、新たな事業分野への進出をめざす事業者。 ※大学等の研究機関に属し、研究テーマ等の事業化をめざしている研究者を含む。 ・ 「大学など外部研究機関等との共同研究や企業連携による新たな事業の創出」または「生産性向上に資する新たなサービスの創出（課題解決型事業等）」に取り組んでいる（または取り組む予定の）事業者。
ご利用いただけるテーマ	➤外部研究機関との共同研究や企業連携または独自のビジネスシーズを通じて、革新的なサービスやビジネスモデル、新製品の商品化・事業化をめざす取り組み。 ➤今後、概ね3年～5年の商品化・事業化をめざしている取り組み。 ➤過去に申請のあったテーマと同一のテーマは応募いただけません。

応募方法	➤ 事業者さまより、研究開発テーマについて応募いただきます。 ➤ 当行所定の応募申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、事務局あてに書留郵便にて郵送してください。
事務局・ 応募申請書 送付先	〒590-0952 大阪府堺市堺区市之町東1丁目1番10号(紀陽堺ビル4階) 株式会社紀陽銀行 地域振興部 ピクシス営業室 (TEL 072-221-1263) ※応募申請書は、紀陽銀行ホームページに掲載していますのでダウンロードのうえ、ご利用ください。
応募期間	平成29年10月2日(月)～平成29年11月20日(月)
評価	➤ 応募いただきました研究開発テーマについて、公的支援機関(中小機構近畿等)や有識者など第三者機関を中心に構成する評価委員会により、「革新性」「市場性」「実現可能性」「事業化に向けた体制」等、総合的に判断いたします。
支援内容	➤ 評価の結果、採択された研究テーマに対して、事業化に向けた以下の支援をおこないます。 (1) サポートプログラムの策定 ・ 事業計画のブラッシュアップおよび、商品化・事業化に向けたサポートプログラム(支援計画)を策定します。 (2) 事業ステージに応じた、適切なサポートの実施 ・ 事業化に向けた取り組みの成果や課題に応じて、専門家等と協議しながら適切な支援メニューを実施し、実用化・商品化をサポートします。 (3) 研究開発奨励金の支給(1テーマあたり、50～300万円(累計)) ・ 採択時に、原則50万円を支給します。 (事業ステージに応じて、増額する場合があります) ・ 以降、サポートプログラム実施期間中においては、事業化の進捗状況や成果を定期的に確認し、事業化に一定の進捗(試作品の完成、市場での販売開始等)が見られた場合に、奨励金の追加支給の可否および支給額を決定します。
支援機関	➤ 採択された研究開発テーマごとに概ね3年から5年以内といたします。

2. 募集要領、応募申請書について

本事業に係る募集要領、応募申請書については、以下の当行ホームページに掲載いたします。

＜当行ホームページ＞

http://www.kiyobank.co.jp/business/various_info/business_help.html

以 上

新事業創出を支援します

紀陽イノベーション サポートプログラム



「大学等の研究機関との共同研究や企業連携による新事業展開」や「生産性向上に資する新たなサービスの創出（課題解決型事業等）」に取り組む法人・個人の方をサポートします。

革新的なサービス
やビジネスモデル、
新製品の商品化・事
業化を支援します。



専門家等と事業ス
テージに応じた適
切な支援メニューを
提供します。



事業化の進捗状況・
成果に応じて奨励
金を支給します。
【最大300万円】



紀陽銀行の各支店窓口、または下記事務局（地域振興部ビジネス営業室）までお問い合わせください。

Tel.072-221-1263

●受付時間/9:00～17:00
（銀行窓口休業日を除きます）

平成29年10月現在



銀行をこえる銀行へ

紀陽銀行

紀陽イノベーションサポートプログラム 概要

ご利用いただける方

下記の①～④の条件をすべて満たしている法人、個人の方。また学生による研究グループも含まれます。

- ①原則、当行営業エリア（和歌山県、大阪府、奈良県）内に本社もしくは事業所を置いていること。
- ②創業後まもない企業やベンチャー企業※1、新たな事業分野への進出を目指す事業者であること。
※1 大学等の研究機関に属し、研究テーマ等の事業化を目指している研究者を含む。
- ③「大学など外部研究機関との共同研究※2や企業連携による事業の創出」または「生産性向上に資する新たなサービスの創出（課題解決型事業等）」に取り組んでいる（または取り組む予定の）事業者であること。
※2 共同研究にかかる契約を締結している（または締結する予定である）こと。
- ④過去の本事業に採択されていて、現在サポートを受けている企業は、原則応募いただけません。

ご利用いただけるテーマ

- ①外部研究機関との共同研究や企業連携または独自のビジネスシーズを通じて、革新的なサービスやビジネスモデル、新製品の商品化・事業化を目指す取組み。
- ②今後、概ね3年～5年の商品化・事業化を目指している取組み。
- ③過去に申請のあったテーマと同一のテーマは応募いただけません。

応募方法

共同研究の主体となる事業者さまに研究開発テーマについてご応募いただきます。

当行所定の応募申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、下記事務局あてに書留郵便にて郵送してください。

◆申請書は紀陽銀行のホームページhttp://www.kiyobank.co.jp/business/various_info/business_help.htmlよりダウンロードしてください。

<申込書送付先>

〒590-0952 大阪府堺市堺区市之町東1丁1番10号（紀陽堺ビル4階）

株式会社紀陽銀行 地域振興部ピクシス営業室 ☎072-221-1263

応募期間

平成29年10月2日（月）～平成29年11月20日（月）

評価方法

応募いただきました研究開発テーマについて、公的支援機関（中小企業基盤整備機構近畿等）や有識者など第三者機関を中心に構成する評価委員会により評価いたします。

評価基準

「革新性」、「市場性」、「実現可能性」、「事業化に向けた体制」等、総合的に判断いたします。

支援内容

評価の結果、採択された研究テーマに対して、事業化に向けた以下の支援を行います。

（1）サポートプログラムの策定

事業計画のブラッシュアップ及び、商品化・事業化に向けたサポートプログラム（支援計画）を策定します。

（2）事業ステージに応じた、適切なサポートの実施

事業化に向けた取組みの成果や課題に応じて、専門家等と協議しながら適切な支援メニューを実施し、実用化・商品化をサポートします。

（3）研究開発奨励金の支給（1テーマあたり、50～300万円）

採択時に、原則50万円を支給します（事業ステージに応じて、増額する場合があります）。

以降、事務局にて事業化の進捗状況を定期的を確認し、一定の進捗（試作品の完成、市場での販売開始等）が見られた場合に、奨励金の追加支給の可否および支給額を決定します。

支援期間

採択された事業テーマ毎に概ね3年から5年といたします。

その他

本事業の詳細については、ホームページ上の「『紀陽イノベーションサポートプログラム』募集要領」をご参照ください。